

令和8年度

水 質 検 査 計 画 書

広川町役場 環境課

1. 水質検査計画に関する基本方針

広川町の水道事業における水質検査計画は、給水する水道水の安全性を的確・迅速に確認することを基本とし、水道法の規定により水質検査を実施します。

検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目、性状確認のために広川町が独自で行う検査項目とします。

水質検査において、定期の検査を行う項目については、当該項目、採水場所、検査の回数及びその理由を記載します。

2. 水道事業の概要

広川町の水道事業は、久留米市荒木町の福岡県南広域水道企業団より浄水を久留米市藤山にある藤山配水池に受水し、自然流下して広川町清楽茶屋地点で受水、追加次亜塩素消毒を行ない給水区域内へ給水しています。また梯区・鬼ノ淵区及び馬場区の一部への給水については、内田区に10m³の受水槽ポンプ室を設置し、そこから鬼ノ淵配水池（50m³×2基）へ送水し、追加次亜塩素消毒し給水しています。

◎給水状況（令和6年度）

給水区域	広川町内（小椎尾区・逆セ谷区及び一條区の一部を除く。）
給水人口	14,569人
給水戸数	6,346戸
普及率	86.2%
計画給水人口	16,900人
計画一日最大給水量	6,800m ³
一日最大給水量	4,639m ³
一日平均給水量	4,210m ³

施設名称	施工年度	有効容量
受水地点管理棟	平成4年度	
内田送水ポンプ場	平成10年度	14m ³
鬼ノ淵配水場	平成10年度	120m ³

水道施設については、耐震診断結果に基づき耐震化を実施しています。

3. 水道の原水及び水道水の状況並びに水質管理上の問題点

広川町の水道水は久留米市荒木町の福岡県南広域水道企業団荒木浄水場から浄水を久留米市藤山配水池に受水し給水していますが、企業団の水質検査体制により、水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえます。

4. 水質検査項目、検査の地点、検査の回数

① 水質検査項目

水質検査計画において実施する検査項目については、別紙のとおり、各項目の検査頻度及び頻度の設定理由に基づき実施します。

② 採水地点および採水の回数

採水は原則給水栓で行います。採水地点については別紙のとおりです。消毒効果を確認する残留塩素・濁り及び色は毎日1回町内5か所で採水し検査します。水質基準項目については、公共施設等5か所から採水し検査します。

5. 水質検査の方法

水質基準項目の検査方法は、厚生労働省が定めた水道水の検査方法によって実施されます。

水質検査の委託先

久留米市荒木町白口55番地

福岡県南広域水道企業団 水質センター

電話 0942-27-1563

FAX 0942-27-1795

6. 臨時の水質検査に関する事項

次のような状況になり水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。

- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度前に策定し公表することとします。内容についてご意見を参考にさせて頂きながら毎年よりよい計画書を作成してまいります。

公表の方法は、環境課窓口、ホームページで公表します。
また、検査結果につきましても毎年ホームページで公表します。

8. 水質検査の精度と信頼性保証

広川町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、福岡県南広域水道企業団が行う精度管理の内容及びその結果について、報告を受け確認することとしています。

9. 関係者との連携について

広川町は、水道水の安全性を確保していくため、水道用水供給事業者である福岡県南広域水道企業団の浄水課・水質センターと連絡体制を整備し、水質事故などに対応できるようにしています。

※水質検査計画について、ご意見・ご要望等ありましたら下記までご連絡ください。

広川町役場 環境課 上下水道係
TEL 0943-32-1138
FAX 0943-32-4287

凡 例

◎	水質検査(月1回 以上実施箇所)
◆	水質検査(毎日検 査実施箇所)

広川町水質検査箇所位置図

